

**令和2年度 専門職後見人および専門職能団体等に関する実態調査
集約結果**

1. 調査目的

この調査は、北見市における成年後見制度の利用促進に向けて、当該制度に関わりのある職能団体・法人および専門職後見人が行う後見活動の現状や課題等を把握し、具体的な取り組みに向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査対象

釧路弁護士会
 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部
 公益社団法人 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部
 一般社団法人 北海道成年後見支援センター（行政書士会）
 一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん（法人後見）
 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会（市民参加型法人後見）

3. 調査期間

令和2年12月7日（月）～令和2年12月25日（金）

4. 調査回答結果

回答基準日：令和2年11月1日現在の状況

	配布数	回答数	回答率 (%)
基礎調査	6	6	100
個別調査	41	30	73.2
釧路弁護士会	12	5	41.7
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	0	(1) ※1	-
公益社団法人 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	22	17	77.3
一般社団法人 北海道成年後見支援センター（行政書士会）	5	5	100
一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん（法人後見）	1	1	100
社会福祉法人 北見市社会福祉協議会（市民参加型法人後見）	1	1	100

※1 北見市に在住し、かつ成年後見等を受任できるリーガルサポート会員は不在ですが、市外会員より参考として調査票を提出いただきましたので掲載します。

【基礎調査】設問3. 成年後見制度に関する職能団体（または法人）の概要について

	釧路弁護士会	リーガルサポート	社会福祉士会	行政書士会	夢ふうせん	北見市社協
①北見市に在住する会員総数（法人は職員総数）	14	0	50	5	(7)	(57)
②北見市に在住し、かつ後見人等を受任できる会員数（職員数）	12	0	22	5	(4)	(11)
法人後見支援員数						22
③北見市に在住する会員の成年後見等受任件数						
後見	-	-	20	5	17	20
保佐	-	-	3	1	4	8
補助	-	-	5	1	1	1
任意後見	-	-	0	2	3	0
未成年後見	-	-	0	0	0	0
不明・把握していない	○	-	-	-	-	-

標記の説明（以下同様とします）

※リーガルサポート

＝「公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部」の略

※社会福祉士会＝「公益社団法人 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部」の略

※夢ふうせん＝「一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん」の略

※北見市社協＝「社会福祉法人 北見市社会福祉協議会」の略

設問4. 団体（法人）における家庭裁判所から受任依頼が到達した際の候補者調整方法について

	家庭裁判所からの 依頼方法	内部調整方法	回答方法
釧路弁護士会	①家庭裁判所から推薦担当者に FAX で推薦依頼	②推薦担当者が後見人の打診をし、調整	③推薦担当者が家庭裁判所へ FAX で推薦(回答)
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	①家庭裁判所から北網担当の副支部長に電話と FAX で推薦依頼	②副支部長が北網の会員に電話と FAX で受任の可否を打診	③副支部長が家庭裁判所へ電話と FAX で推薦(回答)
公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	①家庭裁判所等から「ばあとなあ合議体」担当者に文書で推薦依頼	②「ばあとなあ合議体」委員計4名により情報を共有し、メーリングリストを用いて受任候補者を選定 ③選定した会員に、「ばあとなあ合議体」担当者より文書で連絡し受任可否を確認 ④受任者が確定した旨、オホーツク地区支部役員へ報告	⑤地区支部役員承認後、「ばあとなあ合議体」担当者が家庭裁判所等へ FAX で推薦(回答)
一般社団法人北海道成年後見支援センターオホーツク支部 (行政書士会)	①家庭裁判所から支部長に FAX で推薦依頼	②支部長よりメーリングリスト・電話により会員へ周知(打診)	③同意のあった会員名について支部長が FAX で推薦(回答)
一般社団法人法人後見センター夢ふうせん	①家庭裁判所から依頼連絡票により法人へ FAX で推薦依頼	②法人内にてケースの委任可否を検討	③法人より FAX にて受任の可否を回答
社会福祉法人北見市社会福祉協議会	①家庭裁判所から法人へ FAX で推薦依頼	②審査検討委員会の結果をもとに、受任可否を法人決裁 ※審査検討委員会に諮られていないケースについては法人後見委員会で審議	③法人より FAX にて受任の可否を回答(または持参)

設問 5. 団体（法人）として家庭裁判所からの成年後見人等の受任依頼に対し受任に至らなかった、または受任しなかった事案の有無

	受任に至らなかった（受任しなかった）事案の有無	理由	備考
釧路弁護士会	無	—	—
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	有	・被後見人等の居所が遠方であったため	—
公益社団法人 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	有	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに受任可能な事件数を超えていたため（これ以上引き受けられない） ・被後見人等の居所が遠方であったため ・他の業務が忙しかったため 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者が仕事を行いながら受任しているため、職場の理解や業種的に受任ができずお断りした ・オホーツク地区支部圏域が広く、依頼のあった地域に受任できる登録者が不在であった
一般社団法人 北海道成年後見支援センターオホーツク支部	無	—	—
一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん	無	—	—
社会福祉法人 北見市社会福祉協議会	無	—	—

設問 6. 団体における苦情・要望等の受付窓口の有無や現状の対応方法等について

	苦情・要望等への受付・対応に関する規定等の整備状況	苦情・要望等受付窓口の設置（担当者の配置）	苦情・要望等への対応者（団体・個人）
釧路弁護士会	未整備	未設置	受任者個人
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	未整備	未設置	受任者個人
公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	整備	設置	法人
一般社団法人北海道成年後見支援センターオホーツク支部	整備	設置	法人
一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん	整備	設置	法人
社会福祉法人北見市社会福祉協議会	整備	設置	法人

設問 7. 成年後見の受任に関する団体（法人）の課題について

団体（法人）	課題等
釧路弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 北見地区は成年後見を受任する専門職が不足し、特に司法書士が後見を受任していないことから、弁護士の受任件数が著しく多い状況が継続しています。 その中には弁護士が対応することが不可欠とは言えない案件、弁護士の専門性とは無関係といえる案件もかなり含まれています。 また、いわゆる赤字案件も多くみられます。この状況においても弁護士側が受任を断っていないのは受任をしている弁護士の厚意に依存している状況です。 「困ったら弁護士案件に」という現状がいつまで維持できるかについては不明確な面はあります。
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	<ul style="list-style-type: none"> 会員数の大幅な減少により当法人当支部の受任件数は大幅に減少しています。 特に、北見市に限って言えば受任能力はほぼゼロです。 会員数の増加が急務ですが、それもあまり期待できません。 今後はリーガルサポートという枠にこだわらず、司法書士が積極的に後見業務に取り組める環境を整備することが課題と思います。

<p>公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区支部内における登録者（受任者）が増えていないため受任する件数に限りがある。 ・登録者が北見市近郊・網走市近郊に集中しているため、オホーツク管内全域に対応する事が難しい現状である。 ・法的な問題や課題について、地域で相談する事が難しい場合がある。
<p>一般社団法人北海道成年後見支援センターオホーツク支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道成年後見支援センターは全道において会員数 140 名での活動を行っており、2020 年 3 月時点では、累計受任件数 360 件、終了件数 180 件、継続中 180 件のうち法定後見 64 件、任意後見 116 件となっております。 ・課題としては、実務者は約半数であり、登録してはいるが、個人で受任することへの不安で積極的に受任しない会員が多数いることです。今般、当センターとして、法人後見受任を開始することとし、その準備を進めてまいりました。現在、道央札幌支部が札幌家裁との調整を行っており、順次各支部においても法人後見受任を進めることで、会員の不安を解消し受任者を増やせるものと考えております。
<p>一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、行政書士、社会福祉士といった専門職をそろえ、多様な成年後見に対応できる体制を取っているため、更に多くの依頼を期待している
<p>社会福祉法人北見市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人後見事業担当職員の事務に係る割合が増えており、チーム支援、意思決定支援といった、いま特に求められている後見事務遂行に対して、意識、時間ともに十分に割くことができない。 ・社会福祉協議会の役割として、当該制度を下支えし、安定した運用に資するよう専門職相当案件の受任体制の再整備が必要と考えている。このことについて、法人として対応を協議中である。

5. 個別調査回答結果

回答基準日：令和2年11月1日現在の状況

設問1. 貴職の資格について（職業（専門職）後見人としての担保となる資格）

弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	法人	計
5	(1)	17	5	2	29

※北見市に在住し、かつ成年後見等を受任できるリーガルサポート会員は不在ですが、市外会員より参考として個別調査票を提出いただきましたので掲載します。

設問2. 成年後見人等を受任することが難しいと考えるその内容について

2-1 受任することが難しいと考える被後見人等の主たる生活の場所

(単位：人)

	(複数回答)						
	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協	
a 在宅（自宅や親族の居所等のみ。グループホーム等は除く）	9	1	1	5	2	0	0
b 病院	2	0	0	2	0	0	0
c 施設入所	2	0	0	2	0	0	0
d その他	1	0	0	1	0	0	0
e 特になし	21	4	0	12	3	1	1
合計	35	5	1	22	5	1	1

2-2 受任することが難しいと考える被後見人等の居住地

	計	弁護士		司法書士		社会福祉士		行政書士		夢ふうせん		北見市社協	
			割合		割合		割合		割合		割合		割合
北見市													
□a 北見自治区	2	0	0	1	100	1	5.9	0	0	0	0	0	0
□b 端野自治区	4	0	0	1	100	2	11.8	1	20	0	0	0	0
□c 常呂自治区	8	0	0	1	100	5	29.4	2	40	0	0	0	0
□d 留辺蘂自治区	8	0	0	1	100	4	23.5	3	60	0	0	0	0
□e 網走市	14	1	20	0	0	9	52.9	3	60	0	0	1	100
□f 紋別市	23	4	80	1	100	13	76.5	4	80	0	0	1	100
大空町													
□g 女満別	13	1	20	0	0	7	41.2	4	80	0	0	1	100
□h 東藻琴	15	1	20	0	0	9	52.9	4	80	0	0	1	100
□i 美幌町	11	1	20	1	100	5	29.4	3	60	0	0	1	100
□j 津別町	12	1	20	1	100	6	35.3	3	60	0	0	1	100
□k 斜里町	20	2	40	0	0	13	76.5	4	80	0	0	1	100
□l 清里町	20	2	40	0	0	13	76.5	4	80	0	0	1	100
□m 小清水町	19	2	40	0	0	12	70.6	4	80	0	0	1	100
□n 訓子府町	13	2	40	1	100	7	41.2	2	40	0	0	1	100
□o 置戸町	14	2	40	1	100	8	47.1	2	40	0	0	1	100
□p 佐呂間町	17	2	40	1	100	10	58.8	3	60	0	0	1	100
遠軽町													
□q 遠軽	16	2	40	1	100	9	52.9	3	60	0	0	1	100
□r 生田原	18	2	40	1	100	11	64.7	3	60	0	0	1	100
□s 丸瀬布	19	2	40	1	100	12	70.6	3	60	0	0	1	100
□t 白滝	21	3	60	1	100	13	76.5	3	60	0	0	1	100
湧別町													
□u 湧別	19	2	40	1	100	12	70.6	3	60	0	0	1	100
□v 上湧別	19	2	40	1	100	12	70.6	3	60	0	0	1	100
□w 滝上町	24	5	100	1	100	14	82.4	3	60	0	0	1	100
□x 興部町	23	5	100	1	100	13	76.5	3	60	0	0	1	100
□y 西興部村	23	5	100	1	100	13	76.5	3	60	0	0	1	100
□z 雄武町	24	5	100	1	100	14	82.4	3	60	0	0	1	100
□特にない(難しいと考えるエリアはない)	5	0	0	0	0	2	11.8	2	40	1	100	0	0

設問3. 成年後見制度利用支援事業に関する改善への意見について

(単位：人)

	(項目それぞれ1つを選択)					
	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協
ア. 対象者の拡大						
改善すべき	10	1		6	2	1
改善できるとよい	8	3		5		1
現行でよい	10	1	1	5	2	
未回答	2			1	1	
計	30	4	1	17	5	1
イ. 成年後見人等の賠償保険費用に対する助成						
改善すべき	3	0		2	1	
改善できるとよい	11	2		5	3	1
現行でよい	11	3	1	6		
未回答	5			4	1	
計	30	5	1	17	5	1
ウ. 法テラスが適用できない場合の弁護士・司法書士の代行・代理費用に対する助成の追加						
改善すべき	10	2		5	2	1
改善できるとよい	7	2		3	2	1
現行でよい	8	1	1	5		
未回答	5			4	1	
計	30	5	1	17	5	1

その他（自由回答）

<ul style="list-style-type: none"> ・北見市居住者の方の後見人等就任実績が少ないため、具体的な不都合等が認識できず申し訳ありません（弁護士） ・今のところ難しさを感じていない。事業の活用のしづらさがあるならば、声を集めるべきと思います。（社会福祉士） ・対象者の預金額等の考慮がされるといい（死後事務を行うことが多い）（社会福祉士） ・対象者の死亡時の申請者の考慮をしてほしい（実際に利用できず支援が受けられない事例あり）（社会福祉士） ・肝心の成年後見制度利用支援事業の内容を知りたく開くと削除となっています。中身も知らないでこの項目には応えられないでしょう。削除前の要綱等を添付すべきです。もしこれに答えている人がいるとすれば相当のいいかげん者です（社会福祉士） ・制度が使い易いように対象の枠を広げていただきたい（社会福祉士） ・北見市以外の施設に入所している住所地特例対象者への拡大（社会福祉士） ・報酬助成について改善できるとよい（社会福祉士） ・北見市の支援事業を完全に把握しているわけではないですが、もし、本人死亡後は一切支援しないとなっているのであれば改善してほしいです。網走市では本人死後の支援申込に関しては、本人生前の間も含む後見活動につき報酬の支給は一切しないとしています（夢ふうせん） ・生活困窮者や非課税世帯者等対象者の拡大（北見市社協）

設問 4. 専門職の専門性及びマンパワーの確保について

(単位：人)

	(大項目一つを選択し、理由は複数回答)						
	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協	
1. 市民後見人との複数受任や市民後見人へのリレーについて、どちらかといえば「賛成」である							
選択者数	22	4	0	13	3	1	1
身上保護の支援が充実するから	12	2		6	2	1	1
専門職の受け皿が不足しているから	15	4		8	2		1
自身の負担が減るから	7	3		3			
専門職が関与すべき事件に専任できるから	14	4		8		1	1
その他	0						
2. 市民後見人との複数受任や市民後見人へのリレーについてどちらかといえば「反対」である							
選択者数	4	0	0	3	1	0	0
市民後見人との調整が大変そうだから	0						
報酬が減るから	0						
責任の所在が不明確になるから	4			3	1		
研修を修了していても信頼できないから	2			1	1		
その他	0						
3. どちらとも言えない							
選択者数	4	1	1	1	1	0	0
(自由記載) ・ケースによると思う (社会福祉士) ・リレーはやや賛成だが、複数受任はやや反対です (司法書士)							

設問 5. 社会資源整備への意向

(単位：人)

	(複数回答)						
	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協	
1. 日常生活の見守りに関する社会資源が整備される	18	4	1	8	3	1	1
2. ケアマネジャー等相談援助職から健康状態等の情報がより提供される	14	3	1	4	4	1	1
3. ケアマネジャー等間接援助技術職による親族間の調整がより円滑となる	13	4	1	3	3	1	1
4. 在宅支援者と医療従事者との調整がより円滑となる	11	3	1	4	2	1	0
5. 必要な福祉サービスの検討について相談できる専門職がいる	12	4	1	4	2	1	0
6. 病院等への同行・送迎に関する社会資源が整備される	13	3	1	6	2	1	0
7. 医療機関や施設等が土日・祝日等に対応する	9	1	1	6	1	0	0
8. 医療機関や施設等が夜間・深夜に対応する	2	0	1	1	0	0	0
9. 医療機関や施設等が求める保証人や身元引受人の考え方がより明確になる	21	4	1	11	3	1	1
10. 本人へ生活費・小遣いを届けるなどの資源が整備される（日常生活自立支援事業を含む）	11	4	0	5	1	1	0
11. その他（自由記載）	6	1	0	1	2	1	1

その他（自由記載）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 死後事務に関して、身寄りのない方が亡くなった際の看取り、葬儀の援助（弁護士） ・ 肝心の社会資源が抜けています。人的・物的（医療・福祉施設）支援だけでは限界でしょう。この制度を設問に掲げられている人がどれだけ知っていきましょうか。公的な財政的支援が被後見人等に必要です。（社会福祉士） ・ 成年後見の開始にともなって被後見人の死亡時のプランが必要だと常々考えている（行政書士） ・ 制度を広く周知し、早い段階からの対応が必要（行政書士） ・ 施設や医療機関が毎月発生する定期的な福祉サービスの支払いや入院等の医療費の支払いを特定の金融機関（ゆうちょ銀行等）に決めて口座振替ができるようになればいいが… ・ 施設によっては全く現金を預かってくれないところもあるため、全ての入所施設で統一したお小遣い金等預かり金制度を整備していただきたい。（夢ふうせん） ・ 金融機関における制度理解度の向上やスムーズな対応など、受任後に名義変更や解約、新規作成などの手続きにおいて事前に打ち合わせを行っていても、追加提出や訂正などを求められる時がある。また支店等によっても手続きや提出書類が異なることもあり、スムーズに手続きが進まないことも多い（北見市社協）
--

設問 6. 被後見人等を中心とした後見人と関係者によるチーム支援にかかる会議の招集（または参加）への考え等について

（自由記載）

<ul style="list-style-type: none"> ・会議に参加したいのは山々だが、正当な報酬が得られるか否かが課題である（弁護士）
<ul style="list-style-type: none"> ・頻度等によるが、例に挙げられている諸事情（※報酬、時間、距離）から出席困難になる可能性あり。ただ、関係者がコミュニケーションをとることが有用ではあると思われるので、メール・SNS・ビデオ会議等の利用で負担がない形でコミュニケーションを実現する方法は検討されるべきかも（弁護士）
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の後見人を抱えているが、その全員についてチーム支援をするとすると、相当の時間、労力を要することとなる（弁護士）
<ul style="list-style-type: none"> ・実現が望ましいと考えます（弁護士）
<ul style="list-style-type: none"> ・ケースバイケースとは思いますが、会議を開く労力と効果が見合うのか疑問です（司法書士）
<ul style="list-style-type: none"> ・後見人として就任した時は、現状では関係機関、地域、個人など上記のチーム員に個々に面談し情報をいただき、より対象者の方の理解を深めるために行っています。一同に集めると回数などの手間は軽減されますが、お互い（メンバー）が意味ある会議として必要かどうかケースによって違うと思われます。すべて招集で解決できないと思われるし、報酬手間等は現状でいいと思います（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・心身状況の変化時など急を要する場面で一同に会することは難しい。その為、就任時や被後見人に関わる大きな変化の際にチーム員が集まり現状の確認と今後想定される課題や方向性について役割分担について打合せを行うことが必要だと考える（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士は企業勤めの傍ら休暇等を活用して後見事務を担っている会員が非常に多く、平日日中、また急遽な対応には困難があります。このため、招集される会議に対しては、参加することにこだわらず、書面等によりチームに対して事前に意見を提供する方法（介護保険では「紙面による照会にあたる」）が現状の対応方法として有効ではないかと考えます（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・会議の参加（招集を含む）に対する費用は後見等報酬に含まれているのか、新たな算定基準として検討がなされるのか等について、家庭裁判所への確認、また協議が必要と考えます。また、職能団体としての一定のルールを整理する必要もあると考えます（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・チーム支援が求められる背景には、後見人等へのけん制（勝手に決めないでほしい）が強く含まれていると感じます。このことを踏まえると、会議体にこだわらずとも、チームとの情報共有や合議などの方法は検討できるのではないかと考えます（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・チーム支援は情報交換の場所としてとても有力ではあるが本当に決めたい方向性や対応についてはなかなか意見がまとまらず、結局は後見人が判断せざるを得ない（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・医師を含めることの困難さがあるが、一同に会する会議は非常に有益であると考え（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・距離的な問題はさほど感じないが、社会福祉士は日中、法人等に属して勤務しているため、受任者によっては参集を求められた際に対応できない頻度が多くなる可能性がある（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・チーム支援が進むと、より本人の望む支援や代理決定する際の判断材料となるため必要と考えるが、チーム員が集まる事ができる日時、確保や必要性の共通理解が得られるか課題である（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・報酬について（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・被後見人の意思決定を支援する後見人の立場からすると、関係者によるチーム支援があることに期待している。こうした会議の招集は中核機関が主催して行うとありがたい（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・基本個人受任であってもつながりがあり相談できる体制は必要である。会議招集については自分の為の参加で（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・5の設問と関係しますが、漸く医療現場から福祉職等を通じて「本人情報シート」が得られるようになりましたが、設問中の人的資源中になどには裁判所職員（係るのは釧路家裁では書記官が主）も入るのでしょうか。裁判所職員は忙しいのか、あまりこうした点に非協力的です。ここが最終的に判断をするのですが、経験側上成年後見人等にお任せしますで終わっています。何より中核機関の存在もなしに後見センターがチーム支援を担っていくのですか。疑問符です（社会福祉士）
<ul style="list-style-type: none"> ・専門職会議があるので、報酬はあるべきと考えますが、多くは望みません。1時間程度が適当でそれ以上だと業務を調整しなければならないので何度も負担になるでしょう。距離的には片道 20K くらいまでだと対応が楽です。チームとしての会議は意義があると思います。現行では専門職のほとんどが独自の人脈等で対応していると思います（行政書士）
<ul style="list-style-type: none"> ・後見人の立場からすると身上監護は専門家にまかせたい（行政書士）
<ul style="list-style-type: none"> ・北見自治区外は基本的に日当、交通費の支弁が必要だと思います（行政書士）
<ul style="list-style-type: none"> ・集合時間が合わせにくい（行政書士）
<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な職種の者が一同に集合し会議に出席することは日程調整や移動等難しい為、web 会議システム（zoom 等）の活用を望む（夢ふうせん）
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の為、会議の中で決定した事項（議事録等）を会議に参加出来なかった者も含めて関係者全員へメール等で周知する（夢ふうせん）
<ul style="list-style-type: none"> ・被後見人の状態を的確に把握し、今後の方向性を定めることや、収支と照らし合わせた生活状況の確認など会議への参加は必要と思われますが、制度への理解が十分に浸透されていないこともあるせいか、「後見人はお金を預かる人」という認識が強い人も多く、会議に招集されないことも多くあります。後見人としての役割や身上監護など、関係者へ丁寧に伝えることや、都度の会議参加への促しが必要と思われます。（北見市社協）

設問7. 成年後見制度の利用促進に向けた取り組み等に協力することが可能と考えられる内容

(単位：人)

	弁護士				司法書士				社会福祉士				行政書士				夢ふうせん				北見市社協									
	○対応可能	△事情による	×対応不可	要報酬	○対応可能	△事情による	×対応不可	要報酬	○対応可能	△事情による	×対応不可	未記入	要報酬	○対応可能	△事情による	×対応不可	未記入	要報酬	○対応可能	△事情による	×対応不可	未記入	要報酬	○対応可能	△事情による	×対応不可	要報酬			
1. センターが受けた相談の職員への助言・アドバイス	2	2	1	1	1	0	0	0	7	6	2	2	3	4	0	0	1	0	1	0	0	0					1		0	
2. センターが受けた相談者や家族、成年後見人等との面談同席	2	2	1	4	0	1	0	1	7	6	2	2	6	4	0	0	1	2	1	0	0	0	1						0	
3. センターが成年後見人等から受けた相談者へ助言・アドバイス(専門職相談)	2	2	1	4	0	1	0	1	8	4	3	2	5	2	2	0	1	2	1	0	0	0					1		0	
4. 制度利用が必要な方のケース会議への出席	2	2	1	4	0	1	0	1	9	5	1	2	3	3	1	0	1	1	1	0	0	0	1						0	
5. センターから依頼する研修会や制度啓発に向けた講師対応	2	2	1	4	0	1	0	1	9	2	4	2	6	2	1	1	1	2	1	0	0	1	1				1		0	
6. 任意後見契約の書類作成	3	1	1		0	0	1		3	0	12	2		1	2	1	1		1	0	0									1
7. センターから依頼する成年後見人等の受任(および調整)	3	1	1		0	1	0		7	4	4	2		1	3	0	1		1	0	0			1						
8. センターから紹介する任意後見人の受任(契約締結)	3	1	1		0	0	1		6	3	6	2		2	2	0	1		1	0	0							1		
9. 専門職間や福祉関係者との情報交換会や勉強会への参加	3	1	1		0	1	0		14	0	1	2		3	1	0	1		1	0	0			1						
10. 債務整理	3	1	1		1	0	0		0	2	12	3		1	1	2	1		0	1	0									1
11. 訴訟	3	1	1		0	1	0		0	1	13	3		0	0	3	2		0	1	0									1
12. 自己破産	3	1	1		1	0	0		1	2	12	2		0	0	3	2		0	1	0									1
13. 相続手続き	3	1	1		1	0	0		2	2	11	2		2	2	0	1		0	1	0									1
14. 財産調査	3	1	1		0	0	1		2	3	10	2		2	2	0	1		0	1	0				1					
15. 遺言作成	3	1	1		0	0	1		2	2	11	2		2	2	0	1		0	1	0									1

※センター=成年後見支援センターの略

設問 8. 職業（専門職）後見人としての専門性を発揮しうると考えられる案件内容について

	計	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協
a. 申立書類作成の代行を必要とする案件	13	5	1	3	2	1	0
b. 申立の代理人を必要とする案件	12	5	0	3	2	1	0
c. 不動産の管理や処分が必要な案件	12	5	1	3	2	1	0
d. 虐待案件	17	4	0	11	1	1	0
e. 親族間の対立・紛争がある案件	10	5	0	3	1	1	0
f. 訴訟、債務整理、相続・遺産分割などの法律問題処理が必要な案件	9	5	1	2	0	1	0
g. 身上保護を中心とした、福祉の専門的な知見を必要とする案件	18	1	0	15	1	1	1
h. 親族や関係者等とのチーム調整を必要とする案件	16	2	0	11	2	1	1
i. 後見制度支援信託等の是非を検討すべきと家庭裁判所が判断した案件	13	5	1	4	1	1	1
j. 親族（または親族後見人）が本人の資産を流用や横領している案件	12	4	0	6	1	1	0
k. 報酬について十分に期待できない案件	18	4	1	9	2	1	1
l. その他（自由記載）	4	0	0	2	2	0	0

その他（自由記載内容）

<ul style="list-style-type: none"> ・ K のみのケースでは対応が難しい。他受任ケースで報酬が期待できる場合には検討。（社会福祉士） ・ 設問は専門職として関わっている人への調査ですが、センター長のあいさつ文にあるように利用が「認知高齢者等の数と比較して著しく少ない状況」に有ると見えています。やはり設問 5 で記したように公的な財政支援が無いことにはいくら急かされ利用促進を声高に言っても最終的に成年後見人等へ支払う報酬の高にかかってきましょう。生活保護者を除いて自力で報酬を年額少なくとも 15～20 万円を支払うことができる高齢者がどれほどいましょうか、少なくとも介護保険制度と同じく制度化され片方には公的支援が 9 割（一部 8 割）支給され、片方には十分制度が行き届いてないとあいさつ文にあるように全額自己負担です。ドイツにあっては州の世話法関連支出が 2010 年で 780 億円の公費が成年後見制度と同じ世話人制度下において支出されています。私に言わせると後見センターに委託する費用を地域支援事業に回せばどれほど多くの被後見人が喜ぶか分かりません。（社会福祉士） ・ a～k の全て専門職チームで対応するのが望ましい。当職の業界でも検討しているが、実現には様々なハードルもあり困難な状況です（行政書士） ・ ○を選択しなかった項目は、対応はするが専門性とは云えないため選択しなかった（行政書士）
